

都市計画の案の理由書

(南城市決定)

1.都市計画決定の手続きについて

南城市の下水道は、平成8年4月16日に都市計画決定が告示され、平成8年度より流域関連公共下水道として事業に着手し、鋭意整備を推進しています。

上位計画である「沖縄県汚水再生ちゅら水プラン 2016」において、大里地区を流域関連公共下水道として位置づけられたことから、平成29年度の全体計画に大里処理分区を追加しました。そのため、今回の都市計画変更において当該地区の施設として下水道を定めます。

また、大里処理分区の西原浄化センターへの接続には、中継ポンプ場が必要なことから、南城市大里字嶺井に新たなポンプ場を設置します。

新里第3処理分区は、庁舎周辺開発に伴い、全体計画区域を全て追加します。

2.今回追加拡大地区の概要

① 大里処理分区	205.3 ha
② 新里第3処理分区	21.4 ha
合計	約 227 ha (226.7ha)

大里処理分区の汚水処理を流域関連公共下水道が担う方針であることから、区域として追加します。

新里第3処理分区の庁舎周辺開発に伴い着手することから、区域として追加します。

3.その他の施設

その他の施設としては、大里処理分区の汚水を流域幹線への接続するため中継ポンプ場が必要なことから、大里字嶺井に中継ポンプ場を追加します。

ポンプ場位置は、大里処理分区の汚水の収集が効率的であること、接続先である流域幹線(佐敷幹線)への接続距離が短く施工性が優位であること等により、設定しています。